

BluStellar 共創パートナープログラム 規約

日本電気株式会社（以下「当社」という。）は、以下の通り「BluStellar 共創パートナープログラム」（以下「本プログラム」という。）に関する規約（以下「本規約」という。）を定め、本規約に基づき本プログラムの参加資格を保有する法人（以下「パートナー」という。）へ本プログラムを提供するものとします。

第1条（目的）

1. 本プログラムは、パートナーに対し、第4条第1項に記載の当社の製品やサービス（以下「対象製品」という。）に関する技術情報や共同マーケティング等のサポート（以下「本サポート」という。）を提供し、パートナー各社が持つ様々な製品やサービスと組み合わせることで、双方の製品やサービスの提供範囲の拡大に寄与することを目的とします。
2. 本規約は、対象製品に関わる本サポートおよびそれに付随する条件について定めることを目的とします。

第2条（参加条件）

1. 本プログラムにおける参加条件は、パートナーが次の各号を全て満たすこととします。
 - (1) 第3条第1項に定める当社所定の登録申請書を提出し、当社が参加承認をすること
 - (2) 対象製品について当社との連絡の任にあたる担当窓口を設置すること
 - (3) 対象製品毎に定める別紙1記載の付帯条件のうち、本サポートの提供を希望する対象製品の付帯条件を満たすこと
2. 当社は、1ヶ月前の事前の通知（当社所定のWEBサイトに掲載する方法を含みます。）を行うことによって、前項に定めるパートナーの参加条件を変更することができるものとします。この場合、当社は、かかる通知に記載する変更適用日までに変更後のパートナー参加条件を満たさなかったパートナーの本プログラムへの参加資格を取り消すことができるものとします。

第3条（本プログラムへの加入）

1. 本プログラムへの参加を希望する法人は、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により参加申請を行うことができます。なお、かかる参加申請が当社に行われた場合、当該参加申請を行った法人（以下、「申請者」という。）により本規約が同意されたものとみなします。
2. 当社は、申請者が次のいずれかに該当すると判断した場合、前項の申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 参加申請の内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合
 - (2) 当社の競合企業であると当社が判断した場合
 - (3) 当社が別途定める要件を満たしていないと判明した場合
 - (4) その他当社がパートナーとすることを不適当と判断する場合
3. 当社は、第1項の参加申請が行われた場合、当該参加申請を審査のうえ、その結果を申請者に通知します。当社が当該参加申請を承諾する旨の通知を申請者に行った場合、当社が当該通知を行った日をもって、申請者はパートナーとして取り扱われるものとします。パートナーは当社に提示したパートナーの登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当該変更の内容を当社所定の書式により通知するものとします。
4. パートナーは、本プログラムへの参加や登録の継続が、当社や当社が紹介する第三者との間での製品やサービスの販売、業務の受託等の対価を得られる取引の発生などの利益の獲得を確約するものではないことを予め承諾するものと

します。

5. 申請者は、当社が、本規約第2条第1項の参加条件、第12条の参加資格の取消し要件その他当社の定める要件の充足性を確認する目的で、申込者の所属する企業、法人その他の団体に連絡することがあることを予め承諾するものとします。

第4条（支援の範囲）

1. 当社は、本プログラムの目的に照らして合理的と判断する限度において、次の各号に定める本サポートを行うものとします。なお、その詳細については、別途当社がパートナーに提示する書面において定める通りとします。
 - (1) 対象製品に関する技術情報および新製品に関する情報の提供および通知
 - (2) 対象製品に関する営業的および技術的な教育およびトレーニングの機会の提供
 - (3) 対象製品に関する共同拡販施策への参画の機会の提供
 - (4) 対象製品に関するパートナー向けの問合せ窓口の設置
 - (5) 前各号の他、本プログラムの目的に照らし、当社が適切と判断する施策の実施
2. 当社は、本サポートの全部または一部の提供にあたり、本規約に重ねて適用する条件を定めることができるものとし、パートナーは、当該本サポートの提供にあたり、かかる条件を満たさない場合、本サポートの提供を受けられない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 本サポートは、パートナーにおいて一定の目的を達成することを保証するものではなく、当社は、その内容および結果に関し、何らの責任を負わないものとします。
4. 本サポートの範囲外の製品およびサービスの提供をパートナーが希望する場合、当社または当社が指定もしくは推薦する者との間で別途協議のうえ、当該製品およびサービスに関する契約（販売、再販、著作権許諾などを含みますがこれに限りません。）を締結するものとします。
5. 当社がパートナーに提供するコミュニケーション環境（Microsoft Teams 等のコミュニケーションツールをいいます。）の活用にあたり、その運営に必要と考えられる範囲内において、当社はパートナーが当社に提供した情報（企業名、部署名、担当者氏名および電子メールアドレスをいいます。）を他のパートナーに開示できるものとします。なお、パートナーは、コミュニケーション環境の活用にあたり任意に参加、不参加を選択できるものとします。

第5条（パートナーの責務）

パートナーは、プログラム参加期間中、次の各号の取組みの実施に努めるものとします。

- (1) 当社が行う対象製品に関する各種キャンペーンへの参加
- (2) 当社が行う対象製品に関する各種アンケート調査への協力
- (3) 対象製品の自己の顧客への推奨
- (4) 前各号の他、本プログラムの目的に照らして、当社がパートナーに要請する活動

第6条（禁止事項）

パートナーは、本プログラムの参加に際し次の各号の行為を行ってはならないものとします。パートナーが各号の行為を行っていたことが判明した場合、当社は直ちにパートナーの本プログラムへの参加資格取り消しを行うことができるものとし、かつ、これによる損害の賠償をパートナーに請求することができるものとします。

- (1) 本プログラムで提供されるデータ等を、当社から書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に閲覧・利用させる行為
- (2) 本プログラムで提供されるデータ等のうち、当社または他のパートナーから取得した秘密情報を第三者に開示

し、漏洩する行為

- (3) 公序良俗に反する行為、または公序良俗に反する情報を他のパートナーに提供する行為
- (4) 他のパートナーまたは第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 他のパートナーまたは第三者の著作権その他の知的財産権及び保護されるべき法的権利を侵害する行為
- (6) 他のパートナーまたは第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (7) 法令に違反しもしくは違反するおそれのある行為、または法令に違反しもしくは違反するおそれのある情報を他のパートナーに提供する行為
- (8) 本プログラムで入手した情報の改変、翻案、編纂、修正、データベース化等を行う行為
- (9) 本プログラムの運営を妨げるような行為
- (10) 当社および本プログラムの信用を毀損するような行為
- (11) 反社会的勢力との取引に該当する行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

第7条（知的財産）

1. 本規約に明示的に定める場合および当社が別途許諾した場合を除き、本プログラムは、当社の商標権、特許権、著作権、ノウハウその他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）に関する何らの権利もパートナーに与えるものではありません。
2. パートナーは、当社の知的財産権等を、自らまたは第三者をして不正に使用させないものとし、第三者がそれらを不正に使用していることを知った場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 本プログラムに関連して生じた知的財産権等の帰属については、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) パートナーまたは当社が単独で行なった発明、考案等（以下「発明等」という。）から生じた知的財産権等については、当該発明等を行なった当事者に単独で帰属するものとします。
なお、本号の規定はパートナーの本プログラムへの参加資格失効後（第12条第1項に基づく参加資格の取消しの場合を含みます。）も存続するものとします。
 - (2) パートナーおよび当社が共同で行なった発明等から生じた知的財産権等については、パートナーおよび当社の共有とします。この場合、パートナーおよび当社は、当該知的財産権等の全部につき、それぞれ相手方の承諾および追加の支払いを要することなく自ら実施し、または第三者に対し通常実施権を許諾することができるものとします。
なお、本号の規定はパートナーの本プログラムへの参加資格失効後（第12条第1項に基づく参加資格の取消しの場合を除きます。）も存続するものとします。
 - (3) 第12条1項の定めに基づき本プログラムへの参加資格を取り消されたパートナーは、当該取消しと同時に、前号の定めに従い自らに帰属した知的財産権等（共有持分権を含みます。）の全部を放棄したものとみなします。
4. パートナーは、販促活動において、対象製品に係る商標の使用を希望する場合、事前に当社の別途定める支援窓口を通じて当社の合意を得たうえで使用するものとします。

第8条（責任の制限）

1. 当社は、本プログラムおよびこれに基づき提供する情報および物品等（対象製品を含む。）について、何らの保証責任および契約不適合責任を負うものではなく、パートナーによる本プログラムへの参加およびその結果に関して、いかなる責任も負わないものとします。

2. 当社は、いかなる場合においても本プログラムに起因または関連してパートナーに生じた特別損害、間接損害および逸失利益について、その予見可能性の有無を問わず、損害賠償責任を負わないものとします。

第9条（秘密保持）

1. パートナーおよび当社は本プログラムに関連して相手方から開示を受けた情報のうち、次の各号に該当するものを秘密情報として取り扱うものとし、本プログラムの目的以外での利用および第三者への開示を行わないものとします。
なお、本項の規定は、パートナーの本プログラムへの参加資格失効後も存続するものとします。
なお、パートナーおよび当社は、政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合、①相手方に対し、法律上認められる範囲内で相手方の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与え、かつ、②当該政府機関等に対し相手方の秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請したうえで、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。
 - (1) 秘密表示を付した書面により開示された情報
 - (2) 秘密である旨を明示のうえ口頭で開示された情報であって、当該開示後14日以内に秘密表示を付した書面により提供されたもの
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報として取り扱わないものとします。
 - (1) 開示の時点で被開示者が既に保有していた情報、または既に公知であった情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
 - (3) 被開示者が第三者より機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 被開示者が独自に開発した情報
3. 第1項にかかわらず、当社は、本プログラムの目的の範囲内で、第三者（NEC ビジネスインテリジェンス株式会社、NEC VALWAY 株式会社等をいいます。）に対しパートナーの秘密情報を開示することができるものとします。
4. 参加パートナーおよび当社は、本プログラムの提供に合理的に必要な範囲内でのみ本条に定める秘密情報を複製することができるものとします。この場合、パートナーおよび当社が当該秘密情報に付した秘密である旨の表示、著作権表示その他の表示を当該複製物に付すものとします。

第10条（個人情報）

当社は、本規約に基づきパートナーから取得した個人情報を、当社所定の「NEC 個人情報保護方針」に基づき、取扱うものとします。

第11条（譲渡禁止）

パートナーは、本規約に基づくパートナーの地位および当社に対する権利、義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとします。

第12条（参加資格の取り消し）

1. パートナーが次の各号の一に該当した場合、当社は、何らの通知を要することなく、パートナーの本プログラムへの参加資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 本プログラムへの参加申請もしくは登録情報の変更にあたり、当社に提示した情報に虚偽の情報が含まれることが判明したとき。
 - (2) パートナーが本規約に違反し、当社からの通知後30日以内に当該違反を是正しないとき。

- (3) パートナーが第9条に定める秘密保持義務に違反したとき。
 - (4) パートナーが事業の廃止または解散の決議をしたとき。
 - (5) パートナーの取締役、執行役その他の役員、業務執行者もしくは無限責任を負う社員またはパートナーを実質的に支配する者が、現在もしくは過去5年間に於いて反社会的勢力であり、もしくはあった場合または、現在もしくは過去5年間に於いて反社会的勢力と資本関係、業務関係、取引関係、交友関係その他の関係があり、もしくはあったとき。
 - (6) パートナーと当社との間における本プログラムにかかる連絡（第3条に基づきパートナーから当社に提示された登録情報（変更された場合には当該変更後のもの）にかかる電子メールまたは電話での連絡をいいます。）が1年以上途絶え、またはこれに準ずる状態にあると合理的に認められるとき。
 - (7) パートナーの責に帰すべき事由により、本プログラムの提供に著しい支障を来たとき、または来たすおそれがあると認められるとき。
 - (8) 前各号のほか、パートナーによるパートナープログラムへの参加が適切でないと認められる合理的な事由があるとき。
2. パートナーは、前項各号に違反したことにより、本プログラムの実施に関して当社に損害を与えた場合は、当社に対してその損害を賠償する責任を負うものとします。
 3. パートナーは、当社へ退会の意志と理由を記載した書面を提出いただくことにより、本プログラムから退会することができます。
 4. 理由の如何を問わず、パートナーは、本プログラムへの参加資格が失効したときは、本プログラムを通じて当社から提供または貸与された情報および物品を破棄し、または当社の指示に従い、これを当社に返却するものとします。

第13条（パートナーの地位）

パートナープログラムへの参加は、パートナーに対して、当社の代理人または販売店契約に基づく地位を与えるものではないものとします。

第14条（法令遵守）

1. パートナーは、本規約を履行するにあたり、自己に適用される法令を遵守するとともに、自己もしくは自己の子会社またはそれらの役員、従業員、職員、代理人が第三者に対し、委託業務の遂行に関連して、自己または当社の利益になる決定を不正に誘引または獲得する目的で、直接、間接を問わず、金銭その他の経済的利益の提供（適正な目的で適法になされる寄付および献金を除く。）、または提供の申出もしくは約束を行わないことを表明し、保証するものとします。
2. パートナーが前項の規定に違反した場合、当社は、直ちに本プログラムへの参加資格取り消しの措置をとることおよび有効に継続している契約を解約することができるものとし、かつ、これによる損害の賠償をパートナーに請求することができるものとします。

第15条（規約変更）

1. 当社は、当社所定の方法によりパートナーに通知すること（当社所定のWEBサイトに掲載する方法を含みます。次項において同じとします。）により本規約を変更することができるものとします。
2. 当社は、当社所定の方法によりパートナーに通知することにより、本プログラムを廃止することができるものとします。この場合、パートナーは、かかる廃止に関し、当社に対し何らの請求も行わないものとします。

第16条（通知）

1. 当社からパートナーへの通知は、通知内容を電子メール、書面または当社所定の WEB サイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社からパートナーへの通知を電子メールの送信、書面の送付または当社所定の WEB サイトへの掲載の方法により行う場合には、パートナーに対する当該通知は、それぞれ電子メールの発信、書面の発送または当社所定の WEB サイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第17条（専属管轄）

本規約に関連して、パートナーおよび当社間に生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（誠実協議）

本規約に定めのない事項および本規約中疑義の生じた事項については、当事者間で別途協議の上決定するものとします。

制定：令和6年8月1日

別紙1：「BluStellar 共創パートナープログラム」における取り扱い製品・サービスとプログラム参加における付帯条件

本プログラムにおける取り扱い対象製品・サービスは以下のものとします。製品・サービスの内容については、予告なく変更する場合があります。

1. 共創パートナープログラム / Digital ID

●Digital ID のパートナーの定義

【ソリューションパートナー】

- ・ パートナーの保有するソリューションと NEC の顔認証/Digital ID を組み合わせた新たなソリューションの共創を行う
- ・ 共創したソリューションをパートナーのソリューションとして販売する

【テクニカルパートナー】

- ・ NEC の顔認証/Digital ID ソリューション及び共創ソリューションの構築・運用・保守やコンサルティングサービスを提供する

【セールspartner】

- ・ NEC の顔認証/Digital ID ソリューション及び共創ソリューションを販売する

●ソリューションパートナー

(1) Bio-IDiom Services ID 連携／NEC 顔認証エッジデバイス（オプション製品含む）

- ✓ 本プログラムの過程で考案された対象製品とパートナーの製品またはサービスの連携事例、その他パートナーによる対象製品の活用事例（以下「本成果物」という。）を別途当社が指定する施設（以下「対象施設」という。）にて6か月間展示することについて承認すること
- ✓ 対象施設において、当社が第三者に対し本成果物を紹介することについて承認すること
- ✓ 対象製品と連携するパートナーの製品またはサービスの開発費およびそれらの連携、設置・撤去に要する費用はパートナー自身が負担すること
- ✓ 設置に関して転倒等の安全管理等、NEC 承認を得たものを設置すること
- ✓ Bio-IDiom Services ID 連携は、パートナー様と直接契約に限り、以下2つの用途に活用いただけます。

1. パートナー様の従業員向け設備・サービスのシステム基盤

2. パートナー様のお客様向けサービス事業のシステム基盤

なお、Bio-IDiom Services ID 連携は、パートナー様からお客様へ、システム基盤そのものの再販契約は行えません。

(2) Bio-IDiom Services for SaaS／Bio-IDiom Services（オプション製品含む）

(3) NEC 顔認証アプライアンスサーバ（オプション製品含む）

(4) NeoFace Monitor（オプション製品含む）

(5) NEC ビデオマネジメントシステムアプライアンスサーバ（オプション製品含む）

- ✓ (2)～(5)は個別の条件はございません

その他、共通として以下が必要となります。

- ✓ 提供を目指す新規開発ソリューションの概要と販売目標、推進体制等の当社への説明
*当社での審査結果により参加をお断わりさせていただく可能性もございます。予めご了承ください
- ✓ 新規開発ソリューションの開発協業を推進頂ける担当窓口の設定
- ✓ 新規開発ソリューションの開発協業を推進頂ける技術要員の確保

- ✓ 生体認証製品・サービスの取扱いにおける、以下の項目への同意
 - 提供する顔認証 API は上記でご説明のあった新規開発ソリューション内でのみ利用可能とし、外部システム／利用者などの第三者に対し顔認証 API を直接アクセスさせることはできません（ただし、顔認証以外の API は対象外となります）。

●セールスパートナー

- (1) Bio-IDiom Services ID 連携／NEC 顔認証エッジデバイス（オプション製品含む）

- ✓ 本製品は単体での再販はできません

- (2) Bio-IDiom Services for SaaS／Bio-IDiom Services（オプション製品含む）

- (3) NEC 顔認証アプライアンスサーバ（オプション製品含む）

- (4) NeoFace Monitor（オプション製品含む）

- (5) NEC ビデオマネジメントシステムアプライアンスサーバ（オプション製品含む）

- ✓ (2)～(5)は個別の条件はございません

その他、共通として以下が必要となります。

- ・対象製品の販売を推進いただける担当窓口の設定
- ・商談見込み案件/提案案件についての案件情報の共有
(NEC 要請により定期/不定期の案件共有会議への参加を含む)
- ・販売計画の策定/共有

●テクニカルパートナー

- (1) Bio-IDiom Services ID 連携／NEC 顔認証エッジデバイス（オプション製品含む）

- (2) Bio-IDiom Services for SaaS／Bio-IDiom Services（オプション製品含む）

- (3) NEC 顔認証アプライアンスサーバ（オプション製品含む）

- (4) NeoFace Monitor（オプション製品含む）

- (5) NEC ビデオマネジメントシステムアプライアンスサーバ（オプション製品含む）

- ✓ (1)～(5)は個別の条件はございません

その他、共通として以下が必要となります。

- ・対象製品の SI 事業やコンサルティング事業を推進いただける担当窓口の設定
- ・技術者のテクニカルトレーニングへの参加

●パートナー共通

生体認証製品・サービスの取扱いにおいては、以下の各項目に同意いただく必要があります。

- ✓ 生体認証製品・サービスの販売先及び利用場所は日本国内のみとなります。
- ✓ 本人に不利益がある可能性があり、且つ本人の同意がない顔照合リスト(ウォッチリスト)を利用した顔認証利用を行うことはできません。もし上記利用が必要な場合は事前に当社の承認を受けることが必要となります。
- ✓ 生体認証製品・サービスの販売先に上記の利用条件の同意を得るとともに、それを遵守いただくよう働きかけをお願い致します。
- ✓ Bio-IDiom Services for SaaS は、月額サービスと期間ライセンス製品があります。
月額サービスのサービス再販には、別途再販契約が必要になります。
期間ライセンス製品の再販は製品に関する販売契約に準じます。

2. 共創パートナープログラム / EdgePlatform

(1) エッジコンピュータ

- ・ コンパクトボックス型コントローラ
- ・ Armadillo
- ・ FC98-NX シリーズ
- ・ ThinkEdge

(2) エッジ・データ管理ソフト/サービス

- ・ CONNEXIVE Edge Device Management
- ・ エッジ・デバイス管理サービス
- ・ NEC IoT System Security Lifecycle Services
- ・ CONNEXIVE Lite/Basic
- ・ CONNEXIVE Application Platform
- ・ CONNEXIVE IoT Connectivity Engine

以下は(1)～(2)の製品・サービス共通のプログラム参加における付帯条件となります。

- セールスパートナー：
 - ✓ 対象製品の販売を推進頂ける担当窓口の設定
- ソリューションパートナー：
 - ✓ 新規開発ソリューションの開発協業を推進頂ける担当窓口の設定
- テクニカルパートナー：
 - ✓ 技術担当窓口の設定(販売担当窓口との兼任も可)

3. 共創パートナープログラム / ハイブリッドクラウド

(1) CLUSTERPRO

- セールスパートナー：
 - ✓ 対象製品の販売を推進頂ける担当窓口の設定
 - ✓ 見込み案件リストの定期共有（3ヶ月に1度）
- ソリューションパートナー：
 - ✓ CLUSTERPRO との連携評価の実施
 - ✓ パートナー様の新製品、追加製品に対しての継続的な評価
 - ✓ CLUSTERPRO の新バージョンに対しての継続的な評価
 - ✓ 当社への評価後のレポート提出
 - ✓ 当社から評価結果を公知可能なこと
- テクニカルパートナー

下記のいずれかの条件を満たすことが必要となります。

- ✓ 1年以内に CLUSTERPRO を使用したソリューション/サービスを構築した実績があること
- ✓ ソリューション/サービスとの連携評価を実施していること
- ✓ 今後、CLUSTERPRO を扱う予定があること（ただし、加入時に2名以上の技術者に CLUSTERPRO 教育を受講していただきます）

(2) NEC Information Assessment System(NIAS)

- セールスパートナー：
 - ✓ 対象製品の販売を推進頂ける担当窓口の設定
 - ✓ 案件リストの共有
- ソリューションパートナー：
 - ✓ NIAS との連携評価の実施
 - ✓ パートナーの新製品、追加製品に対しての継続的な評価
 - ✓ NIAS の新バージョンに対しての継続的な評価
 - ✓ 当社への評価後のレポート提出
 - ✓ 当社から評価結果を公知可能なこと
- テクニカルパートナー

下記のいずれかの条件を満たすことが必要となります。

 - ✓ NIAS によるソリューション/サービスを構築した実績があること
 - ✓ 加入時に 1 名以上の技術認定者を有すること

4. 共創パートナープログラム / Manufacturing

- (1) マルチロボットコントローラ
- (2) 人作業ナビゲーション
- (3) NEC ものづくり DX 映像 AI 分析ソリューション
- (4) レガシーPC モダナイソリューション *1
- (5) ファクトリーコンピュータ
- (6) VMS アプライアンスサーバ *1
- (7) 顔認証アプライアンスサーバ *1
- (8) NEC Industrial IoT Platform *2
- (9) 工場付加価値時間計測ソリューション
- (10) NEC Information Assessment System(NIAS) *1
- (11) NEC Software Robot Solution *1
- (12) WebSAM WinShare *1

*1 セールスパートナーのみの提供となります。

*2 ソリューションパートナーのみの提供となります。

以下は(1)～(12)の製品・サービス共通のプログラム参加における付帯条件となります。

- セールスパートナー：
 - ✓ 対象製品の販売を推進頂ける担当窓口の設定
- ソリューションパートナー：
 - ✓ 新規開発ソリューションの開発協業を推進頂ける担当窓口の設定

5. 共創パートナープログラム / RPA

● NEC Software Robot Solution

- パートナー共通：
 - ✓ 当社とお取引実績のある企業であること
 - ✓ 見込み案件リストを定期共有(3ヶ月に1度程度)
 - ✓ 当社指定フォーマットによるビジネスプランの提出
- セールスパートナー：
 - ✓ 対象製品の販売を推進頂ける担当窓口の設定
- テクニカルパートナー：
 - ✓ 技術担当窓口の設定(販売担当窓口との兼任も可)

別紙2：「BluStellar 共創パートナープログラム」における提供サービス

1. 共創パートナープログラム / Digital ID

提供サービス	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
技術支援	SE 向けトレーニングの提供 *1	○	○	-
	デモ機・環境の無償貸出 *1 *2	○	○	○
	技術相談のサポート	○	○	○
販売・マーケティング支援	共創ソリューションの営業・販売におけるサポート	○	-	-
	イベントへの出展・出展支援	○	-	○
	共創・共売に向けたパートナー同士のマッチング支援	○	○	○
	共創ソリューションの対外発信支援	○	-	-
ビジネス支援	パートナー専用コミュニケーションスペースの提供	○	○	○
	パートナー交流会の開催	○	○	○
	パートナーセミナーの開催	○	○	○
	Digital ID に関連する最新トピックの情報発信	○	○	○
	共創アイデア創出支援ワークショップ	○	-	-
	共創アイデア実現に向けた伴走支援	○	-	-
	本社オフィス・ショールーム見学	○	○	○

*1 提供サービス内容は今後変更になる場合がございます。

対象製品/サービスによって、提供メニューが異なる場合がございます。

*2 無償貸出可能な製品は、「顔認証エッジデバイス」、「顔認証アプライアンスサーバ」、

「ビデオマネジメントシステムアプライアンスサーバ」、「NeoFace Monitor」となります。

2. 共創パートナープログラム / EdgePlatform

① エッジコンピュータ

提供サービス	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
技術支援	技術支援窓口の設定	○	-	-
	開発用ライセンスの無償提供	-	-	-
	評価環境・評価機の提供	○	-	-
	技術トレーニングの優先案内、個別勉強会の実施	-	-	-
	技術情報(技術ドキュメント等)の提供	○	-	-
	製品情報(製品仕様等)の提供	○	-	-
販売・マーケティング支援	販売支援窓口の設置	○	-	-
	共同拡販施策への参画機会の提供(広報、セミナー、展示会等)	○	-	-
	展示会などへのイベント対応協力	-	-	-
	NEC サイトでのパートナー企業の紹介	○	-	-
	NEC サイトでの共創ソリューション、共創事例の紹介	○	-	-
	提案・販売同行支援	-	-	-
ビジネス支援	販促ツールなどの優先提供	○	-	-
	事業創出支援(ワークショップの提供)	○	-	-
	パートナーコミュニケーションスペース(PCS)の提供	○	-	-
	メールマガジン(ニュースレター)による情報提供	○	-	-

② エッジ・データ管理ソフトウェア/サービス

提供サービス	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
技術支援	技術支援窓口の設定	○	○	-
	開発用ライセンスの無償提供	○	○	-
	評価環境・評価機の提供	○	○	-
	技術トレーニングの優先案内、個別勉強会の実施	○	○	-
	技術情報(技術ドキュメント等)の提供	○	○	-
	製品情報(製品仕様等)の提供	-	-	-
販売・マーケティング支援	販売支援窓口の設置	○	-	○
	共同拡販施策への参画機会の提供(広報、セミナー、展示会等)	○	-	○
	展示会などへのイベント対応協力	○	-	○
	NEC サイトでのパートナー企業の紹介	○	-	-
	NEC サイトでの共創ソリューション、共創事例の紹介	○	-	-
	提案・販売同行支援	-	○	○
ビジネス支援	販促ツールなどの優先提供	-	-	-
	事業創出支援(ワークショップの提供)	○	-	-
	パートナーコミュニケーションスペース(PCS)の提供	○	○	○
	メールマガジン(ニュースレター)による情報提供	-	-	-

3. 共創パートナープログラム / ハイブリッドクラウド

① CLUSTERPRO

提供サービス	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
技術支援	試用版の貸出	○	○	○
	トレーニング(CLUSTERPRO 技術認定研修の優先案内)	○	○	○
	個別トレーニング(営業向け CLUSTERPRO 販売教育)	○	○	○
	個別トレーニング(技術者向け CLUSTERPRO 教育)	○	○	○
	パートナーコミュニケーションスペースへの参加	○	○	○
販売・マーケティング支援	提案時や販売促進活動時の支援	○	○	○
	製品紹介資料の提供	○	○	○
	製品 Web での紹介	○	○	○
	認定パートナーロゴ・製品ロゴの使用	○	○	○
	パートナー様主催イベントへの出展、広告・宣伝、共同広報における協力	○	○	○
ビジネス支援	ソリューション化の支援	○	○	○
	パートナー様向けメルマガ配信による最新情報の提供	○	○	○
	パートナー様専用 Web ページの利用	○	○	○
	マーケティングファンドの利用 *	○	○	○

*マーケティングファンドにはご利用条件があります。

② NIAS

提供サービス	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
技術支援	NIAS 技術認定研修への優先案内	○	○	○
	試用版ライセンスの長期貸出	○	○	○
	パートナー専用問い合わせ窓口の設置	○	○	○
	オンサイトサポート(マイレージポイント利用)	○	○	○
販売・マーケティング支援	NIAS マイレージクラブへの加入	○	○	○
	NEC 主催の NIAS イベント/セミナーへの優先案内	○	○	○
	パートナーメルマガ配信での最新情報提供	○	○	○
	パートナー専用 Web サイト提供	○	○	○
	製品ロゴデータ提供	○	○	○
	特別型番ライセンス提供(マイレージポイント利用)	○	○	○
	ノベルティ提供(マイレージポイント利用)	○	○	○

4. 共創パートナープログラム / Manufacturing

パートナー種別	提供サービス	Registered	Select	Premier
パートナー共通	NEC Web サイトへパートナープロフィールの掲載	✓	✓	✓
	コミュニケーションスペースの提供と情報発信	✓	✓	✓
	NEC のセミナー、イベント等のご案内	✓	✓	✓
	共催セミナー支援	✓	✓	✓
	パートナープログラムのロゴ提供	✓	✓	✓
	パートナーグレードに応じたバッジ提供	✓	✓	✓
	事業創出支援(ワークショップ)の提供	✓	✓	✓
	グレードアップ報酬		✓	✓ *2
セールス	専用ポータルサイトのアクセス権とコンテンツ活用	✓	✓	✓
	セールスツール、テクニカルドキュメントの提供	✓	✓	✓
	案件紹介サービス(Pass to Partner)	✓	✓	✓
	無償オフライン個別トレーニング *1		✓	✓
	デモ/開発ライセンスの値引き *1		✓	✓
	販売支援/技術支援における優先回答		✓	✓ *2
	販売報酬 *1		✓	✓ *2
	NEC DX Factory 共創スペース活用による商談支援			✓
ソリューション	接続性テスト支援	✓	✓	✓
	NEC Web サイトへパートナー製品の掲載		✓	✓
	NEC DX Factory 共創スペース連携製品として展示			✓

パートナーグレード（Registered、Select、Premier）の詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

<https://jpn.nec.com/manufacture/monozukuri/iot/partner/>

*1 一部対象外の製品があります

*2 提供内容がアップグレードします

5. 共創パートナープログラム / RPA

提供サービス	内容	ソリューション	テクニカル	セールス
技術支援	専用窓口を通じた技術サポートの無償提供	-	○	○
	技術トレーニング(ハンズオン 基礎編)の優先案内	-	○	○
	FAQ サイトでの各種技術情報の提供(技術 Tips、動画(製品チュートリアル、教育動画)、サンプルロボット、各種マニュアル等)	-	○	○
	RPA オンラインコミュニティへの参加	-	○	○
	技術資料の提供	-	○	○
	技術認定制度の提供	-	○	○
販売・マーケティング支援	検証用ライセンスの無償提供(販促用長期ライセンス)	-	○	○
	検証用ライセンスの無償提供(お客様向け無償トライアルライセンス)	-	○	○
	提案活動支援(プリセールス) (*1)	-	○	○
	キャンペーン施策の提供	-	○	○
	セールスツール(カタログ、ドキュメント、動画、サンプルスクリプト)の提供	-	○	○
	共同での広告・宣伝・広報 (*1)	-	○	○
	NEC WEB サイトでの紹介(パートナー様一覧、パートナー様主催イベント告知) (*2)	-	○	○
	案件の紹介	-	○	○
ビジネス支援	事例化の支援	-	○	○
	パートナー様専用お問い合わせ窓口設置	-	○	○
	パートナー様専用 Web サイトの利用	-	○	○
	パートナー様向けニュースレター配信による最新情報の提供	-	○	○

*1 事前に当社へのご相談が必要となります。

*2 掲載には条件があります。詳細は、共創パートナープログラム / RPA 窓口までお問い合わせください。

改版履歴

版数	日付	改版理由
第 1.0 版	2024/8/1	初版制定
第 1.1 版	2024/10/11	Digital ID のアセット変更に伴い、別紙 1 を修正